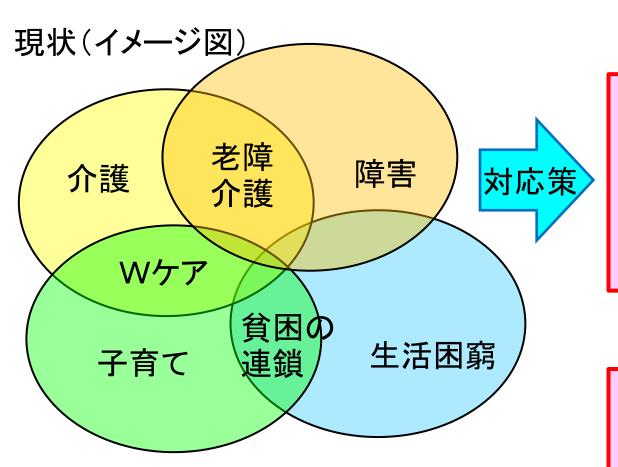
## (3)複合的な福祉課題に対応する、包括的相談支援体制について



包括的な取組みが必要

→地域福祉計画 で仕組を示す



包括的な相談支 援体制

## 包括的な相談支援の実施 ①相談支援体制(イメージ図)

社会福祉協議会 【地域福祉推進拠点】 精神障害者 障害者 【保健所】 【障害者地域生活 支援拠点】 ①各機関において相談受付 乳幼児 ②複数の課題がある場合 【保健福祉 高齢者 センター】 →関係機関に連絡 【高齢者あんしん ③関係機関合同でケア会議(随時) 相談センター】 子ども家庭 →包括的な支援へ 【子ども家庭支援 センター】 生活困窮者 【生活自立支援課】 児童•牛徒 【教育センター】

## ②"連携会議"を設置

- ●構成
- ●所掌事項

各支援機関や関係所管

情報共有や相談支援体制の

運営について協議 等